

これまで実施した受験上の配慮は、以下のとおりです。

令和7年4月1日現在

区 分	対象となる者	受験上の配慮の実績
〔ア〕視覚障がい	・点字による教育を受けている者 ・視力が高い方の目の矯正視力が、0.15以下の者 ・両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 ・上記以外の視覚障がい者	・拡大文字問題冊子の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・試験時間の延長（1.3倍） ・座席の配慮 ・UDフォント問題冊子の配付 等
〔イ〕聴覚障がい	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚障がい者	・注意事項等の文書による伝達 ・補聴器又は人工内耳の装用（FM電波やBluetooth等の受信機能のスイッチを切って使用する） ・座席の配慮 等
〔ウ〕肢体不自由	・体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障がいが著しい者 ・上記以外の肢体不自由者	・解答紙の拡大 ・車椅子、杖の持参使用 ・試験時間の延長（1.3倍） ・別室の設定 ・1階又はエレベーターが利用できる試験室で受験 ・トイレに近い試験室で受験 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・付添者による介助 ・試験場への乗用車での入構 等
〔エ〕病 弱	・慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	・車椅子、松葉杖の持参使用 ・座席の配慮 ・トイレに近い試験室で受験 ・別室の設定 等
〔オ〕発達障がい	・自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため受験上及び修学上の配慮を必要とする者	・注意事項等の文書による伝達 ・試験中のみ耳栓を使用（デジタル耳栓はFM電波やBluetooth等の受信機能のスイッチを切って使用する） ・試験時間の延長（1.3倍） ・座席の配慮 ・別室の設定 等
〔カ〕そ の 他	・〔ア〕～〔オ〕の区分以外で受験上及び修学上の配慮を必要とする者	・松葉杖の持参使用 ・トイレに近い試験室で受験 ・座席の配慮 ・別室の設定 ・発話への配慮 等